

平成25年度東京都税制調査会  
第5回小委員会 議事録

日 時 平成25年10月22日(火) 午前10時から  
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成25年度東京都税制調査会第5回小委員会

平成25年10月22日（火）10:00～11:14

都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

**【税制調査課長】** 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

開催に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側、上から順に、第5回小委員会次第、座席表でございます。その右側ですが、本日も審議いただきます平成25年度東京都税制調査会中間報告（案）でございます。一番右側ですが、参考資料として、上から順に、税込格差是正に関する10月19日の新聞記事、10月17日の総務省の検討会に提出されました「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書骨子（案）」、「東京都の財政力指数の推移」でございます。また、机の上に配付しておりますファイルには、平成23年度答申、平成24年度中間報告及び今年度の第1回から第4回小委員会の資料が綴っております。こちらは適宜ご参照いただければと存じます。

よろしければ会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、〇〇小委員長をお願いいたします。

**【小委員長】** 皆さん、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから平成25年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日のテーマの審議に入る前に、前回の小委員会において、本日はご欠席の〇〇委員からご要望がありました東京都の財政力指数に関する資料が配付されておりますけれども、これについて事務局から説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 参考資料の東京都の財政力指数をご覧いただきたいと思います。

前回の小委員会で、東京都の道府県分の財政力指数だけでなく、大都市分との合計の財政力指数の推移も見てみたいというお話がございましたので、この資料を用意しました。前回と同じく、これは昭和31年以降の財政力指数の推移をグラフにしたものでございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。この参考資料につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日のテーマの審議に入っていきます。本日は第4回、前回の小委員会でいただきましたご意見を踏まえて、中間報告の案文を用意いたしました。これについてご議論いただきたいと思っております。これについて前回詳しくやったのですけれども、前回ご欠席の方もいらっしゃいますので、またご意見をいただければと思っております。長い40ページ強ございますので、いくつか区切って議論を進めたいと思っております。

まず、「はじめに」と「I 税制改革の視点」の案文について事務局から説明をお願いします。

**【税制調査課長】** 表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧いただきたいのですが、今回構成はあまり変わっておりません。下線をしてありますところ、今先生からもありました「はじめに」を新たに追加しております。また、第I部の「4 環境を重視した税制」を独立させて追加しております。また、目次の右側の一番下ですけれども、巻末に参考資料を今回追加しております。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」でございます。今回新規にお出しさせていただいた部分

でございます。それが1ページから2ページにかけてでございます。

3ページに参りまして、第I部の「税制改革の視点」のところをご説明いたしますが、前回の小委員会で委員の皆様のご意見をいただいて修正しておりますので、そこを中心にご説明してまいります。修正したところに下線をしております。それ以外に語句の統一ですとか、精査をして変えたところがございますが、ご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、3ページ、4つ目のポツですが、前回オリンピックについての記述にご意見をいただきましたので、このような形に修正をいたしました。

次に、4ページの4つ目のポツですけれども、ここには下線はございませんけれども、骨子の段階で、「しかし、地方の事業費の多くが国から地方への移転財源によって賄われている現状では、」の後に、「住民にとって受益と負担の関係が不明確であり、」という表現がございましたが、これは前段の表現と合わないのではないかというご意見がございましたので削除いたしまして、次の「地方自治体のコスト意識が希薄となって歳出削減のインセンティブが働きにくい」につなげました。

同じく4ページの一番下の部分ですけれども、神奈川県企業税の最高裁判決につきましては、内容をわかりやすく書き直すとともに、国への陳情のような末尾になっておりましたので、その表現を改めて、「関係法令の見直しが必要である」としております。

5ページの1つ目のポツは、骨子の段階では、神奈川県判決の記述の前にあったのですが、この部分は、現在法定税である税目について法定任意税にしてもいいのではないかという意見を踏まえて書いてあるものなので、神奈川県の記述の前にあるとわかりにくいということでこちらに移動したものでございます。

次に、8ページでございます。2つ目のポツに、家族政策という言葉がございまして、これについて説明を入れるべきだというご意見がございましたので、このページの下のところの下線してありますとおり、注を追加してございます。ケアされる対象の家族に対するサービスとか現金給付ということです。

次に、11ページでございますけれども、目次のところで説明いたしましたが、第II部で車体課税について記載するという事なので、環境を重視した税制の節を復活させたほうがよいというご意見をいただきましたので、独立させております。環境重視の考え方を税制の中に組み込むことが必要と書いておりますけれども、表現は平成23年度答申の基本的な考え方を踏襲しております。

同じページの下部分は、「5 重要な政策課題への対応」ですが、こちらは先ほども申し上げましたが、「オリンピックの開催とその先をも見据えて、中長期的な課題に取り組んでいくことが求められる」という記載をしてございましたけれども、最初の部分とトーンが合わないことすとか、国に財源を求めているように見えるなどのご意見がございましたので、削除してございます。

第I部は以上です。

**【小委員長】** ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、前回の小委員会での議論を踏まえていくつか修正を行っております。これにつきまして、修正後の案文につきましてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

特に前回、あるいは前回までご欠席だった方々もいらっしゃいますので、何かご意見をいただければと思います。

**【委員】** 4ページから5ページの下線の部分ですけれども、これのとおりなのですが、私もこの

判決文を読みましたが、もちろん国の法令と矛盾した形で地方が独自課税をやることは法律違反であるということははっきりしたのですが、参考意見ですか、後ろのほうに裁判官の注意書きのような文言がずっと書かれてありました。判決を下したけれども、分権化、独自課税、地方の主権を課税上も強化するということについて、むしろ肯定的なコメントが書かれてあった記憶があります。ただ、そのための法的根拠がないので、だから、ここに書いてあるとおり、関係法令とか、もっとそういう課税ができるような法的根拠をつくるべきだというようなことが書かれていた記憶があります。

【税制調査課長】 「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」という形で書かれております。

【委員】 なので、ちょっとこの書き方、「見直しが必要である」、あるいは「法定任意税のあり方についても幅広く検討」ということなのですが、非常に書き方が中立的なので、もう少し分権的な税制を前に進めることを可能にするような関係法令をつくっていくべきだみたいな、そういう前向きな文言にしたほうがよろしいのかなと思いました。

【小委員長】 ただいまのご意見は、4ページの下から2行目、関係法令の見直しについてもうちょっと方向性を示した書き方をすべきではないかというご意見かと思います。この点はいかがでしょうか。

前回お示した骨子では、補足意見を引用する形でこれと同じようなことが書いてあったのですが、今回は記述を少し短くした関係でこういう表現になっております。もう1度、前回と読み比べて地方分権の推進という方向に合うような文章にできればと思いますが、そのところを検討させていただきますが、よろしいですか。

【委員】 はい。

【小委員長】 そういうことでお願いします。ありがとうございます。

それでは、ほかに「はじめに」と「I」について何かございましたら。

【委員】 意見というのではないのですが、今回「はじめに」が加えられまして、4ページ以下に地方分権の推進という項目があるわけです。前回の委員会では、4ページ以下のところがあったわけで、そのときも私はちょっと申し上げようかと思ったのですが、意見を申し上げませんでしたので、「はじめに」とあわせて申し上げておきたいと思います。

結局、地方税源の充実を図るために設けられている税制調査会としてはこういう表現になるということはやむを得ないことだと思うのですが、現実としては、なかなか地方の自立した取り組みを促進し、地方自治の基盤を一層強固にする税財政制度の構築を図るというようなことが難しいのが現実ではないかと思います。といいますのは、税源が著しく偏在していて、その団体における税源で地方がやるべき財政需要を十分賄いきれるような団体は非常に少ないということで、結局、交付税とか譲与税のいわゆる移転財源によって財政運営をしていかなければならないということが現実にあるわけです。そういうことで、方向としてこういうことを書くことは税調としてはしかるべきことなのだろうと思うわけですが、現実にはなかなかそうはいかないということで、地方法人特別税あるいは同譲与税の問題もこういうことから起因しているわけですし、また、今日の新聞には、法人住民税を再配分するというようなことも書かれておりますけれども、そのような動きの中でどうすべきかということを考えていかなければならないだろうと思っております。こういう方向性を書かざるを得ないのであるけれども、私はむなししい感じもいたしております。以上、感想です。

【小委員長】 ありがとうございます。ただいまご発言いただいたとおり、都税調が平成12年に発足しておりますので、もう10年以上経つわけですが、その間にいろいろな状況の変化があるわけでございます。ただ、都税調がつけられた趣旨に基づいて我々は活動していますので、いろいろな状況を踏まえつつ、設立の趣旨に沿った活動をしていくということになるかと思えます。

【委員】 そのむなしさというのは、委員がおっしゃるとおりの部分を恐らく委員各位もお持ちなのではないかと思うのです。けれども、その代替案を、それでは都税調としてこういう方向でということについてのご議論がなかなかできていないのではないかと。だから、どうしても後手、後手に回ってしまう。そういう点で、今後のことを考えていくときにいくつか整理をしなくてはいけないのは、都税調として、前回も委員の一部の方からあったように、現在の税源で、あとは自主的に自分の責任で税収を上げていくような方向についてどう考えるのか。今回もこういう制度が、地方法人特別税をはじめ問題になったときに、東京都としてはこういう姿、元へ戻すというのは原則なのでしょうけれども、1つの方向性として、戻すだけの代替案ではやはりなかなか他の地方公共団体のお考え等もございまして、国からも一定の方向性が出されるということも今の安倍政権のもとでは考えられますので、そういう中でどうやって東京都なりに矛盾のない主張ができるかというところで知恵を出していかなければいけないという状況なのではないかと思えます。

だから私としてはこうしてほしいということではなく、東京都のセカンドベストなりサードベストになってしまうと思うのですが、ファーストベストの解と次善解との違いがあって、制約条件のもとで、東京都の納税者あるいは都議会、都知事のお考えの中での一番望ましい方向性も考えていくことになるのではないかと考えています。

今後どういうふうになるかわかりませんが、今のこの新聞記事にあるような国の方向で改革が進められるといったときに、ではどうするのかと。これは困るよという主張だけにとどまるのか、あるいはどういう発信ができるのかということも、私としては、急遽、法人課税に関する分科会というの、〇〇委員がヘッドでありますので、考えていただけたらと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。配付されております新聞記事につきましては、また後の部分で取り上げることになるかと思えますので、その点も含めてまたご議論を重ねていきます。

【委員】 私は今シーズンは全く出席できませんで、申しわけないと思っておるのですけれども、今さら意見を言ったところでどこまで反映してもらえるかさっぱりわかりませんが、遅ればせながら、もし議論をかき乱すようであれば聞き捨ていただければと思います。

法人課税については、かなり今の政権の方向性とは逆の方向性のものがさまざま盛り込まれているというような状況で、果たして本当にそれでここで報告を出して、そういったことがどこまで実現できるのかということについて私は大変危惧をしております。もう少し調和を図るといふか、もちろんいろいろな考え方があるということは承知していますが、地方法人課税にいつまでも頼り続けていて大丈夫なのかということ、これは都税調の場でも昨年、一昨年、何度か私は申し上げたことがあるわけです。少なくとも、第1部では、10ページがそれに該当するところなんです、あまりにも法人実在説的な書き方になっているので、私も過去の平成23年の答申の文章を見たところ、ここまで踏み込んで書いていいのかなというふうなことを思いましたものから、1つ指摘をさせていただきたいと思えます。

それは、10ページの4つ目のポツの末尾ですけれども、「当該サービスを受ける法人に対して応分

の負担を求めることが適当」と書いてあります。平成23年の答申は「必要」と言っているのです。なので、必要ということは、私はそこまでは認めているわけですが、適当かどうかというのは、しかも法人なるものが一体そういうモンスターみたいな存在があるのか。法人というのはあくまでもステークホルダーの束のようなものであって、従業員、株主、経営者、顧客、さまざまなステークホルダーから成るものだとすることを考えると、法人に応分の負担という話ですから、もちろん実在説的な考え方がにおうわけでありまして、それが適当かと言われると、私はその考え方も含めて適当ではないと思いますが、ただ、法人課税という手段で税負担をステークホルダーに求めるというところまでならば、私はあってもやむを得ないかなと。そういう意味で、必要ということであれば私はいいと思うのですけれども、適当かと言われると、私は不適当だと認識しているということを意見として申し上げたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。この点についてご意見ございましたら。

「適当」という言葉と「必要」という言葉、どちらが強い言葉かというのは、どうでしょうか。「必要」と「適当」。これはどこでしたか、答申の10ページですか。

【税制調査課長】 平成23年度の答申ですと、10ページの下から3行目のところに、「諸外国の税制の動向を見極めつつも、企業に引き続き応分の負担を求めていくことが必要である」としております。また、平成24年度の間報告ですと、9ページに、「企業活動を支える行政サービスに必要な財源は、受益と負担の関係から、当該サービスを受ける法人に対して応分の負担を求めることが適当である」という文章と、10ページの上から3行目、「公共サービスの恩恵を受ける企業に引き続き応分の負担を求めていくことが必要である」。

【小委員長】 両方の言葉をいろいろなところで使っているように思いますので。

ご意見を承りましたので、これは少し検討させていただきます。

第I部につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、第II部、少し長いのですが、前回修正したところは、消費税のところはあまり修正してなくて、法人に関するところはいろいろ下線をつけています。全体をまとめて大丈夫だと思いますので、第II部の「税制改革の方向性」につきまして説明をお願いします。

【税制調査課長】 第II部、12ページでございます。最初に12ページの5行目ですが、「4割にすぎない」と書いてあったのですけれども、「4割である」に修正いたしました。

同じく5行目、「4割である」の次です。「地方自治体の歳入が国からの移転財源に大きく依拠している現状は」の次に、第I部と同じように、「住民にとって受益と負担の関係が不明確となり」という表現がありましたけれども、同じ理由でここは削除し、続けて「歳出削減のインセンティブが働きにくい」につながっております。

次に、14ページ、上から2つ目のポツの下に、骨子の段階では、「平成24年8月に成立した一体改革関連法に基づく地方消費税率の引き上げは、『Ⅲ』で後述する偏在性の小さい地方税体系の構築という観点からも評価できる」と書いてあったのですけれども、後でご説明しますが、Ⅲ部のほうで、「偏在性の小さい地方税体系の構築」という表現を削除したこと、また、ここは地方消費税の基本的な考え方を述べる節であることから削除しております。

次に、20ページ、一番下の段から次のページにかけて、「(2) 法人実効税率のあり方」というところですが、最初に、ここで言う法人実効税率は何かということの説明するというところで、財務省な

どが各国との比較に用いる実効税率、いわゆる法定実効税率と呼ばれるものであるということで説明をしております。そして、(2)の下線のところは、例えば21ページの真ん中、3つ目のポツですが、「仮に実効税率を更に引き下げることとした場合、税率引き下げと併せて課税ベースの拡大等による財源確保を図る必要がある」ということを入れて表現などを変えています、あとは全体的に読みやすくなるように段落の順番を入れかえております。

22ページに参りまして、一番上ですけれども、企業の公的負担として税と社会保険料を合わせた負担を見るということについての説明を加えました。

次に、23ページ、2つ目のポツの下線の引いてあるところです。投資減税について慎重な検討が必要と記述していたのですけれども、導入されることはもう決まっておりますので、表現を変更してあります。

次に、24ページの2つ目のポツですけれども、地方法人所得課税の意義についてですが、表現を少し修正しております。また、一番下の段落ですけれども、償却資産に係る固定資産税についての動きも書いたほうがいいのかというご意見をいただきましたので、記載を追加してございます。

次が、個人住民税、所得税のところすけれども、27ページの下から3行目、骨子では「所得格差の拡大に対する税制面からの対応という観点から」と書いてあったのですけれども、ここは「負担を公平に分かち合うという観点から」に修正いたしました。

次に、28ページ、生命保険料控除のところは表現は変えておりませんが、記載する場所を移動したものでございます。

次に、車体課税のところすけれども、28ページの下の方から29ページの半ばにかけては新たに追加したもので、最初の2つのポツで自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の意義を記載しまして、3つ目のポツ、29ページですが、車体課税を求めていくことの意義について記載しております。

次に30ページ、最後のパラグラフですが、自動車税の課税標準にCO<sub>2</sub>排出量以外の基準を併用することも考えられるので、ここは「CO<sub>2</sub>排出量、燃費値等の環境基準」と修正いたしました。

31ページに参りまして、後段の部分すけれども、東京都の行っている自動車税のいろいろな税制について記述をしてはどうかというご意見をいただきましたので、自動車税の超過不均一課税についての記述を新たに追加し、また、次のページにかけて、自動車取得税及び自動車税のエコカー減税についての記載を新たにに入れてございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。具体的な地方税のそれぞれの税目についての項目ということになります。ここにつきまして、いろいろと下線部、あるいは下線は引いていないのですが、実質的に記述を削除したところもございますので、そこも含めてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

**【委員】** これもまた全然出席できていなかったのが今さらの意見になってしまって申しわけないのですが、20ページの上から3つ目のポツに先ほどと同じ「適当」という記述がありますので、そこはまた同様にご検討いただきたいということです。

それから、24ページに追加された償却資産に係る固定資産税ですが、私はこの意見には全面的に反対です。償却資産にかかるぐらいならば、農地や小規模宅地の固定資産の軽減措置をもっとちゃんとやめればいだけの話であって、償却資産というのは、発電所とかは特殊ではありますけれども、

そもそも機械類は基本的には動産であって不動産ではないということですから、税源がその土地に根差したものとは言いがたいものでありますし、その課税のされ方によって、償却資産の投資の仕方がゆがんでしまうという問題もあります。それから、まさに桜新町のサザエさん像の話もあるわけありますから、そういうものに償却資産という形で課税するということなのかとか、結局は課税しないという話なのですけれども、そういうことが起こるような税でありますから、本来は課税するべきではない。ただ、もちろん税収として今その税を得ているということをおぼえてはいけないということであるから、直ちには廃止できない。私は「Too big to fail」と言っているのですが、税収が大き過ぎてすぐには潰せないということはおぼえますけれども、基本的には貴重な財源だといっていつまでも困り続けるほどに値するものではない。むしろ正面から、小規模宅地の特例をきちんと戻すとか、やめるとか、農地に対する課税をきちんと宅地並みにするとか、そういうような努力をしないでこういう話で償却資産に言及するというのは私はおかしいと思います。本来的には土地に対する固定資産税をしっかりと課税する、これこそが応益性にもかなうものでありますし、区市町村にとって貴重な財源というのはまさに土地に対する固定資産税であると思います。ですから、全く償却資産の部分をなくしたからといって何もほかに課税するものがないというわけでもありませんし、現行でも改めれば土地に係る固定資産税で十分な税収を上げることができると思います。

ただ、小委員会ではこういう話ができるのでしようけれども、総会になると果たして私の意見を聞き入れていただけるかどうかかわからないという政治的ないろいろな反対もあるかもしれませんので、あまりきな臭く小規模宅地にもっと課税しろとか、農地に宅地並みに課税しろというようなことは書けないのかもしれませんが、私の意見は意見として述べさせていただいて、議事録にとどめていただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。この点につきまして、何かご意見がございましたら。

【委員】 さっきの償却資産のところですが、文面で、「しかし、償却資産に係る固定資産税は」の次のところですが、「償却資産の保有と」云々「ものであり、」までがちょっと意味がわからない。何で受益関係があるのかというのがよくわからないのですけれども、もし残すならここは最低限削除したほうが良いような気がします。個人的な意見としては、僕は〇〇委員と全く同じですけれども、いろいろあるのでしようから。少なくとも学生が読んだときに、これはどういう意味かと聞かれたときに、委員の1人が、これはよく意味がわからないんだよねと言われたい——そういうような文面になっているような感じがしないでもないので、除いていただければと思います。

【委員】 〇〇委員の、ここが論理として成り立っていないのではないかとのご指摘であれば、なぜ償却資産にそもそもかけられているのかという歴史的経緯とかがあるはずで、これは必要だと言うからにはしっかりした根拠をここで説明しておく必要があると思うんですけれども、その1つのやり方としては、おそらく償却資産というものが固定資産税として組み込まれた何らかの理由が歴史的にあると思うのですが、そこを書かれてはどうでしょうか。

【委員】 農地や宅地に対する課税のところは〇〇委員、〇〇委員と合意できるのですが、償却資産に対する課税は、僕はこのままでいいと思っています。最大の理由は、小さな自治体にとって、東京都ではなくて、市町村の小さな自治体にとって償却資産からの固定資産税は非常に大きな税源になっているという実態があって、これは中規模の市町村の税収が抜かれるというよりも、小規模な市町村が抜かれたら痛い税源なのです。その意味では、現在のような形で税源が散らばっている実情から

すると、これを外すというのは……。

【委員】 僕は、即外すというのではなくて、真ん中の償却資産に係る……。

【委員】 ○○委員の受益と負担の関係のところは合意します。ただ、○○委員のご意見とは少し違う考え方を持っていて、実情からするとこれをなくすというのは、もちろん筋論的にはわかるけれども、実態論からすると僕には違和感があるということです。

【小委員長】 ここは下線が引いてあることからわかりますように、実はこれは今回つけたので、議論が出てくるのは当然だと思います。前回お示した骨子には載っていません。前回こういう文章を入れることについてのご意見もあったのでここへ入れているのですが、今いただいたご意見を踏まえてどういう形にしたらいいかということについて、考えさせていただきます。

それから、土地、いわゆる小規模宅地などに対する負担軽減措置をやめようという議論ですね。これは前期でしたか、あるいは昨年でしたか、議論がいろいろありまして、総会の場でもいろいろな議論がありまして、多様性のある表現に落ちついたように記憶しております。今回はそこまでの議論にあまりならないという形でやっているのですが、どういう形で入れるのか、入れないのか、ここも考えさせていただきます。

【委員】 固定資産税についての議論は、今期というか2年目はほとんどしていないと思うので、償却資産は法人課税のあり方というところで、固定資産税の中に法人が保有する償却資産があるよねということで加わったのではないかと思うので、ここは全部カットしてしまってもいいのではないか。固定資産税についてはまたやらざるを得ないと思いますので、ここは償却資産についてのご意見もいろいろありますし、あえてここにこの文章が入ることは、今小委員長がおっしゃってくださったように、前回の議論の中で加わったということであれば、あえて書き加える必要もないのではないかと。

【小委員長】 それでは、ここの取り扱いにつきましては、会長、それから私にお任せいただきたいと思いますが、よろしいですか。

【委員】 私の記憶間違いだったら申し訳ないのですが、前回、償却資産に対する議論があったというのが今○○小委員長からのお話だったのですが、僕の認識からすると、償却資産を書き加えるというような議論は、前回の委員会ではなかったと思うのですけれども。——ありました？ 私の勘違いでした。ごめんなさい。

【小委員長】 そこもまだ議事録の精査の途中なので、確定版はまだできていないと思いますので、その点はまた確認させていただきます。

それでは、今の点は先ほど申し上げたとおりの扱いにさせていただきます。

【委員】 質問なのですが、車体課税のことで、31ページ、32ページに、東京都の自動車税のグリーン化制度のことが書いてあるわけですが、これが発足してまだあまり時間が経っていないのでわからないかもしれませんが、このグリーン化制度の効果というのはどの程度上がっているのか。自動車取得の動向というのが明確にあらわれているのかどうか、それがわかれば教えてくださいたいと思います。

【小委員長】 これはいかがでしょうか。この制度をつくったのはかなり以前だと思いますが、それによって効果の検証というものは行われているのでしょうか。

【委員】 私もこのとき、これを東京都でやったときは、たしか大都市税制研究会だったのではな

いでしょうか。実は条例を改正して、東京都でまずこういう形で環境にいい車を軽課して、車齢10年以上の車を重課したというので、次の年か、次の次の年ぐらいに、これは大変に良い制度だということで国のほうでも動いて、結局全国的な制度になったのです。それで、自動車税に関してはこういう制度で、取得税に関しても大幅なエコカー減税が取り入れられたということで、東京都のやったことが国政に影響を与えて国の制度になったということで全国的に行われるようになって、現在ちょうど車体課税の議論があるので、ちょうど資料もついています、さまざまな検証が行われて結果が出てきています。やはり相当程度これがインセンティブをもたらして、特に自動車税のグリーン化制度だけじゃなくて、取得税もあわせての、購入時点におけるインセンティブも加えてということですが、相当購買行動に影響を与えたという結果が出ているというふうに思います。

【小委員長】 ありがとうございます。要するに、東京都が始めたこと自体が国を動かして、全国的な制度となったということがまず1つ大きな成果としてあったのだと思います。この車体課税につきましては、先ほどの配付資料の中に「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書骨子（案）」というがあります。これは総務省の地方財政審議会のもとに検討会をつくって議論がなされているそうでありまして、今月末にもう一度これに関する議論が行われるそうですが、そこでもまた新たないろいろな議論が行われているようです。

今回、10月ということになりますと、小委員会と総会の間ということになります。そこでどういものが出てくるかということですが、ここからあまり外れることはないと思いますが、それにあわせて、総会までの間に中間報告の案文についても追加の記述が必要になるかもしれません。その点も含めて、この報告書骨子も含めて、何かご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 ここでの案文、下線が引いてある部分も含めてこれで結構かと思いますが、唯一付加すべき点があるとすれば、こちらの骨子案のような内容が、恐らく31日に決定されて出てきて、今度与党税調の場に持ち込まれることになると思うのですけれども、それに対して都税調としてどういふうにコメントするか、あるいはこういったものが出てきたことについて注視すべきであるというふうな書き方にするのか、積極的にこういう形で進めていくのか、支持するというような方向の案文にするのかということだと思います。一応ここで議論されているポイントは、案の抄訳として一枚紙にまとめていただいているとおりののですけれども、前回もちょっと説明しましたとおり、取得税廃止ということが与党税改大綱で昨年度決まっておりますので、それを前提に取得税が持っている税収と環境インセンティブ機能をどうやって自動車税の中に取り込むかということが最大の課題になっております。そういう意味では、課税タイミングのところの案Cに、First-Year-Rateというのが出てきているのですが、要するに初年度購入時点だけ自動車の取得価額に対して一定率で課税を行った上で、さらに環境にいい車に対しては軽課をする、あるいは環境に悪い車に対して、一定の基準を超えていく車に対して重課をするような仕組みを入れて、環境にいい車のほうに誘導していくような仕組みを入れられないかということを考えているということでもあります。

それから、自動車税に関しては、引き続き排気量を基準とするということです。ただ、課税の方法についてもいろいろ書いてありますが、自動車税に関しても何らかの形で燃費基準というものを入れられないかというような議論をしております。報告書の骨子の段階では、取得税が廃止されたことを受けての機能をどういふうに取り込むかというのが一番焦点にはなっているのですけれども、自動車税に関しましても、燃費基準を入れた形で自動車税により環境的な要素を取り込めないかという議

論をしていて、最終的にどういう力点を置いていくかということについては、もう1回の議論で最終的に決定するということになります。大体議論している方向はそういうことで、税金もできる限り確保していくというような、つまり取得税でも相当税金は上がっておりますし、それを確保していくというような方向で、なおかつ環境的なインセンティブをあわせて確保していくことでもあります。

おそらくそういう形で提案をしていきますと、想定される反応としては、取得税の廃止を決めたんだと。だけれども、事実上同じような形で、車体課税、つまり自動車税のところ復活しているではないか、これは一体どういうことなのだというご批判は当然受けることは覚悟の上での提案だということでございます。

【委員】 質問なのですが、取得税が減ると一般財源はなくなるんですか。交付税がその分増えないのですか。

【小委員長】 取得税が減税になった場合……。

【委員】 税金が減るわけですから、交付税は当然増えると思いますが、そこら辺はどうなるのですか。

【小委員長】 検討会の考え方は、自動車関係の税金全体が減ることにならない、要するに地方財源を確保する、と言っているわけです。なので、取得税はなくなるのだけれども、ほかのところで税金を確保してしまおうという話ですよ、税の枠内で。交付税のほうにはね返らせるという話ではなくて。

【委員】 僕が言っているのは、税金が下がるのが、そもそも問題にはなるのですかという話をしているの。ならなかったら、考慮する必要もないと。

【委員】 当面の話なので、将来的にどうなるかわかりませんが、当面は中期財政計画で平成26年、平成27年は、平成25年と地方一般財源総額を同額確保すると言っているわけですね。そこがみそなわけですけれども、つまり地方税金が増えても地方一般財源総額は変わらないわけです。その分、地方交付税の特例加算とかがなくなるとか、臨財債を発行しなくていいとか、そういう形で調整されるという話ではないでしょうか。

【委員】 要するに、地方税金というか、地方の一般財源が減るのかどうかです。減らなかったら別に問題はないのではないのですかというのが僕の質問です。それが1つです。あと、取得税の環境の効果と言われたときにはどこが問題ですか。要するに、新しい車だと排出基準も十分満たしているでしょうし、単にガソリンを食うのがだめだとか、単にそれだけの話ですか、環境効果というのは。

【委員】 CO<sub>2</sub>の排出量が一番焦点になっています。ですので、最終的にはハイブリッドとか、プラグインハイブリッドとか、電気自動車とか、あるいは水素とか燃料電池車とか、いろんな開発競争が行われていて、世界的にそういうところへ向けての趨勢があるので、ガソリン車でもより燃費のいい車へ向けてインセンティブをかけていきたいということです。つまり、CO<sub>2</sub>のより排出の少ない車へ向けて転換を促していくということです。

【委員】 燃費が少ないということでもいいですか。

【委員】 はい。

【委員】 でも、燃費が少ないといってもその分ガソリン代を対価として払っていますから。価格でコントロールするのだったらガソリンに税金をかけたほうが、それでもう十分だと思うのですけれども。こんなにややこしいことをしなくて、簡素が一番いいと思いますので。

【小委員長】 そちらの燃料課税論については、ご意見として伺っておきます。

【委員】 17ページ、「地方消費税の使途」というところで、前段15行に記載されていることはそのとおりだと思うのですが、その下5行のところ。「社会保障を受給することと消費課税との間に特別の受益者負担としての関係はない。したがって」となっているのだけれども、ここは全体をずっと読んでくるとものすごく力み過ぎという感じが私はしました。

もともと消費税の税率を引き上げるときの議論で国民に約束したことは、社会保障費が非常に増えています、増大する社会保障費を賄うためには税と社会保障の一体改革が必要ですよということでした。そこで、国民は消費税率の引き上げ負担はやむを得ない。なぜならば、社会保障を受給することと消費税の増税を一体としてとらえる必要があるからだとして賛成したと思います。だから、私は、「したがって」以下は、地方消費税を一般財源としたいということがこの文章の趣旨ですから、それは残すことはいいとしても、その文章の前に、極めて力み過ぎたと私には感じられる文章が2行あって「したがって」と来るのはちょっとなじめないという感じがします。ですから、この2行は取るというのが希望でございます。

これを残したら、社会保障の相対的な切り下げまで都税調の意図があるのかと、変に勘ぐられてしまつて私は嫌なんです。ですから、何かそんなに力まないで下さいというのが意見です。

【小委員長】 社会保障と税の一体改革は、昨年8月に法律が成立したわけですが、それに至るまでの議論の中で、おそらくこれは一昨年度の答申から昨年度の中間報告にかけていろいろな議論があって、そこで使われた文章の一部がここで生きているという形になっています。その文脈で書かれている文章で、ここに使われているかと思えます。どういう表現が適切かということについて、過去の答申と昨年度の中間報告をあわせて確認させていただいて、表現についてはお任せいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 変えるということを行っているのではなくて、この2行は要らないので、削除しても結論に結びつけられるのではないですかということを行っているのです。

【小委員長】 どうでしょうか。その点は、今削除すると直接には申し上げにくいのですが、少し考えさせていただきます。

地方財政調整のほうにもいかなければいけませんので、まずそちらにいきたいと思います。

〇〇委員は退席される予定があるそうですので、何か地方財政調整のほうも含めてご意見がございましたら、どうぞ。

【委員】 退席せざるを得ないのでまことに申しわけありませんが、まだ地方財政調整の事務局の説明もないまま私がしゃべってしまうのは申しわけないのですが、時間もありませんので。

【小委員長】 先にどうぞ。

【委員】 ありがとうございます。1点だけ申し上げたいのは、40ページの下から2つ目のポツですが、三位一体改革において行われた地方交付税総額の削減という話がまだトラウマになっているのかという気がして、もうそろそろそういう話は、終わっているのにその話を蒸し返す必要はないのではないかと。今や、地方一般財源総額の同額確保という話で手打ちができていますから、それが中期財政計画でも、平成27年までそういうことになって、平成28年以降は知りませんが、少なくとも平成27年までは同額確保になっているということですから、地方交付税総額が削減されるから本来の機能を果たせないというような言い方はやめたほうがいいと思います。むしろ、地

方交付税の額よりかは機能のほうに軸足を置いた書き方にしたほうが良いと思います。私は、従来から申し上げておりますけれども、財政調整機能と財源保障機能をそれぞれ果たすということがあっていいのではないかとことでありますけれども、総額が削減されたから十分に機能を果たしていないという書き方は、私はやめたほうが良いのではないかと。

それから、40ページから41ページの話の流れでも、また削減に対するアレルギーというか、それが露呈しているのですが、基本的には削減するという話には直近ではなっていない。民主党政権のときもそうだったわけですし、政権交代して自公政権、安倍政権になっても、今のところは一般財源総額の同額維持という話になっていますから、削減削減という話はあまり今の時期の議論にはなじまないのではないかと思います。

**【小委員長】** ありがとうございます。要するに現状認識というところで、どういう表現が適切かということですので、ここもご意見を踏まえて考えさせていただきたいと思います。

順番が逆になりましたが、第Ⅲ部、「地方財政調整制度」に関して、事務局のほうからどこを調整したかということについて説明をお願いします。

**【税制調査担当課長】** それでは、33ページをご覧くださいと存じます。まず、2つ目のパラグラフですが、骨子の段階では、「地方税の充実、地方消費税の充実などにより行い、税収が安定的で、偏在性の小さい地方税体系を目指すべきである。」としておりましたが、ご意見をいただきまして、ここは下線のとおり、「地方税の充実が不可欠である。この場合、税収が安定的で、偏在性の小さい地方税を基本として行うべきである。」に修正いたしました。

次に、34ページの下から2つ目のポツですが、骨子の段階では「暫定措置は税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」としておりましたが、ここは暫定措置は、「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として」に修正をいたしました。

次に、35ページ、下から2つ目のポツですが、前回は、「税源が広く全国に分布する地方消費税の充実により税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系の構築が図られる。したがって、暫定措置は廃止すべき」というような表現にしておりましたが、ここは、「そもそもこの暫定措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間のものである。したがって」という表現に修正をいたしました。

次に、同じ35ページの最後から、36ページの最初のポツになりますが、暫定措置導入前と現在について最大／最小の倍率だけで比較するのではなくて、変動係数についても言及をする形にしました。また、その下の暫定措置を撤廃し、地方消費税を引き上げた場合の試算結果についても変動係数を追記いたしました。

同じページの3つ目のポツですが、骨子では、「臨時財政対策債が交付税の将来需要の先食いであることを踏まえれば」としておりましたが、より正確に、「臨時財政対策債の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入していることを踏まえれば」と修正いたしております。

次に、37ページの最後のポツでございますが、東京都の高齢者人口が全国ペースを上回るペースで増加するのは見込まれていることですので、「増加しており」と書いておりましたのを「増加することが見込まれており」という表現に修正いたしました。

次に、39ページの地方共同税でございます。骨子のときには、財政審などの言っている地方共同

税について先に記載しておりましたが、ここはもともと最近の議論についての章でございますので、最初に全国知事会の言う地方共同税についての説明、それに対する反論を記載することにいたしました。下線をしております「一方、従前より」というところから、財政審などが言う地方共同税についての説明、反論を記載いたしました。

また、下から2つ目のポツでは、骨子では「受益と負担の関係を断ち切り」としていたものを、「自主財源としての性格を失い」という表現に修正いたしました。

本文についての変更は以上ですが、その後ろに参考資料一式をおつけしております。説明は以上でございます。

**【小委員長】** ありがとうございます。第Ⅲ部の「地方財政調整制度」について、修正した部分について説明していただきました。それから、第Ⅳ部「その他の検討課題」のところは前と変わっておりませんので、このままになっております。それから、参考資料として統計などがついております。先ほどの変動係数などについても、これは〇〇委員が地財審でご発表されたときに使われた資料かと思えますけれども、この参考資料の10ページに使われている数字が本文の中でも使われているということかと思えます。

以上の点につきまして、何かご意見がございましたら。

**【委員】** これも数字の勘違い、僕の勘違いになるかもしれないのですが、36ページの上から4行目で、暫定措置を撤廃・復元した後の変動係数が0.16なのは、消費税率を上げた後だと0.16になるけれども、その前だと0.18ですよ。参考資料を見せていただいたので見ることができるのですが、そちらの10ページです。そうすると、確かに文章としては合っているのですが、普通この流れからいくと、どこかで0.18の数字を使うほうがいいのではないですか。なぜかというのと、素直に暫定措置を撤廃・復元すると0.18に上がっているのだけれども、地方消費税が上がったので0.16となるというふうにならないと、文書をぱっと読むと、0.16から0.16に飛んでいるので、このマジックが解けないのだと思うのですが、いかがでしょうか。

**【小委員長】** 巻末資料のほうにせっかく0.18が入っているのでこれを使ったほうがより有効な記述になるのではないかというご提案かと思えます。ありがとうございます。せっかくの資料なので使ったほうが文章の流れがよくなるということであれば、ここの文章を工夫させてもらえればと思います。

**【委員】** さっきの偏在の指標の件なのですが、これも総務省の法人二税のほうの、地財審の特別委員会で議論して、数字も同じような数字が上がっているのですけれども、ジニ係数でやっても一応下がるんですよ。ただ、分散で見ると当然増えます。だから、数字のとり方によってかなり変わる。分散で増えるというのは、既にある地方消費税額と今回増加する消費税増収分は関連していますからある意味当たり前なのですけれども。これはこれでいいのですけれども、うそを言っているわけではないですから。だから、偏在の指標をどう見るかで変わるわけです。変動係数の場合は標準偏差を平均で割ってしまっていますから、税収が増えると平均も上がってしまいますから、地方税が増えた後の平均が上がるので、割っている数字は少なくなるという話です。ジニ係数は順位相関も影響してくるので、つまり、各都道府県の順位がどう変わったかというのも影響してくるので、今回の地方消費税が増えるとかかなり真ん中あたりに位置する都道府県の順位が変わるので、その影響も反映しています。そういうふうに指標を定義しているのです、偏在は少なくなるといえば少なくなるので

すけれども、分散のほうは、分布を書いて平均だけずらして目で見たらわかるのですけれども、最大と最小のところはやっぱり当然消費税を入れたほうが末広になる。ただ、それはあくまでも幅の広がりしか考えていないので、これをどう考えるかです。

あと、言葉の問題で、「最大／最小の倍率」というよりも「最大／最小の比率」のほうが日本語的にはいいのではないですか。

それと、偏在の話ですが、東京都が出てくるので都道府県間の偏在という話はあると思うのですけれども、そもそも都道府県間の話だけでいいのか。というのも、当然市町村間で見たらもっと大きくなりますから。ただ、消費税増税分の市町村への交付金は人口か何かで割るのでしたか。市町村のほうは交付金で降ってきますけれども、あれはどうなるのかなという気がしないでもないですけれども、ここはどちらかというと特別法人税関係の議論でしょうからという気はします。

**【小委員長】** 今ご発言いただきました言葉の問題については、ありがとうございます。少し考えさせていただきます。

あと、市町村まで含めた議論というのは、先ほどの日経新聞にありますとおり、また新たな議論が出てきました。ただ、これを今回こまでは議論しておりません。とはいえ、こういう議論が出てきたときに全く触れないのもちょっと。来月総会がございまして、どうしたらいいかということがあります。そこで、それにつきましては、先ほどの車体課税のときもあつたのですが、どういうスタンスで考えたらいいかということについて、総会に直接出すということになりますが、この点の対応といますか、案文をもし追加するということになれば、それは会長と私にお任せいただきたい。あるいは法人課税に関する分科会がございまして、それを開くかどうかの判断も含めてお任せいただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

記事は3日前に出たばかりですので、どういうことになるのかよくわかりませんが、この記事だけ見ますと、法人住民税、つまり、法人の市町村民税の法人税割も含めて、一旦吸い上げて地方交付税の財源に入れるという話です。地方法人特別税と似たような仕組みですが、地方法人特別税は譲与税ですので、一応不交付団体にも来るわけですが、地方交付税に入れますと不交付団体には来ないこととなりますので、ある意味より大きい問題なのかと思います。そこがどうなるかということも含めて、非常に関心が高いところではありますが、今は何とも言えないので、そこについて直接総会で提案できればと思います。

もしよろしければ、本日いただいたご意見を踏まえて、総会に提出するいわゆる小委員会案ということで作成させていただきたいと考えております。この修正につきましては、先ほども何度も申し上げておりますが、会長と私にお任せいただきたいと思いますけれども、それについてよろしいでしょうか。——ありがとうございます。それでは、小委員会の皆様にご了解をいただきましたので、この案文について修正を行った上で、中間報告案ということで総会の審議にかけさせていただきます。

それでは、事務局から今後の日程について説明をお願いします。

**【税制調査担当課長】** 中間報告の取りまとめに向け、11月に2回総会を開催いたしたいと存じます。委員の皆様には既に開催通知をお送りさせていただきましたが、第2回総会が11月1日の午前10時からです。第3回の総会につきましては、11月19日の同じく午前10時からを予定しております。会場はいずれもこちらの南側S6会議室でございます。

**【小委員長】** それでは、本日の議事を終了いたします。お忙しい中をお集まりいただきまして、

ありがとうございました。

これもちまして、第5回小委員会を閉会とさせていただきます。

—了—